

告示

埼玉県告示第千二百四十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

令和四年十一月十八日

埼玉県知事 大野 元裕

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）草加松原団地近隣型商業施設街区計画

埼玉県草加市松原三丁目千六百三十八番十一

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

(1) 工事開始前には近隣住民へ騒音・振動に関する説明の実施に努め、工事期間中の工程内容等によって騒音・振動の発生する場合は、その都度説明の実施に努めてください。また、作業にあたっては低騒音、低振動、低排出ガスの建設機械等を行うなど、工事に伴い発生する公害の抑制に努めてください。なお、特定建設作業（杭打作業・整地作業他）を行う場合は、作業開始日七日前までに特定建設作業実施届出書を提出してください。

(2) 騒音規制法・振動規制法に基づく特定施設（定格出力が七・五キロワット以上の空気圧縮機、送風機等）を設置する場合は設置三十日前までに届出をしてください。

(3) 埼玉県生活環境保全条例に基づく拡声機騒音の規制基準を遵守してください。

(4) 空調機の室外機等を設置する際には、近隣からの騒音の苦情が出ないように、設置位置や排気口の向きに配慮してください。

(5) 当該建築物の建築に起因するテレビ等の受信障害は、開発者の責任において障害解消対策を実施するものとし、電波障害の苦情が出た場合、速やかに対応してください。

(6) 埼玉県生活環境保全条例第四十一条に基づき、駐車場に看板等でアイドリノグストップの周知に努めてください。（看板等の設置義務あり）

(7) 飲食店等において、近隣住民から悪臭の苦情が出ないようにダクトの排出口の向きに注意してください。

(8) 草加市公害を防止し市民の環境を確保する条例に基づく規制基準を遵守してください。

二 縦覧期間

令和四年十一月十八日から令和四年十二月十八日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県東部地域振興センター